

策定：2025年（令和7年）3月5日

## 社会福祉法人東埼玉一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

**1. 計画期間**      2025年（令和7年）4月1日から  
                    2028年（令和10年）3月31日まで

### 2. 内容

**目標1**    : 計画期間内に男女の育児休業取得率を次の水準以上にする。

**男性の育児休業取得率75%以上**

**女性の育児休業取得率90%以上**

#### ＜取組内容＞

令和7年4月～ 子育て支援に関する休暇・休業制度を充実させる。  
                    育児休業制度の活用を促進する。

令和8年4月～ 取得率の状況把握、取得率向上のための取組策の検討、実施

**目標2**    : 計画期間内にフルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を10時間以下、又は年間120時間以下とする。

#### ＜取組内容＞

令和7年4月～ 時間外労働及び休日労働の原因の分析、各部署における問題  
                    点の検討

令和8年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施